

兵庫県公報

平成21年7月7日 火曜日 第2096号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| ○ 平成21年度第2回危険物取扱者試験の実施（消防課） | 1 |
| ○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課） | 3 |
| ○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課） | 4 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課） | 4 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 同 上（同） | 5 |
| ○ 道路の区域の変更、供用開始等（同） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 海岸保全区域の管理の決定（港湾課） | 6 |
| ○ 昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（同） | 8 |
| ○ 道路の位置指定（建築指導課） | 12 |
| 公 告 | |
| ○ 立入調査権限者身分証票無効公告（青少年課） | 12 |
| ○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課） | 12 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 15 |
| ○ 大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインに基づく大規模盛土造成地抽出調査業務に係る企画提案競技の実施（同） | 15 |
| 病院局公告 | |
| ○ 入札公告（県立柏原病院） | 16 |
| 収用委員会告示 | |
| ○ 収用の裁決手続開始決定 | 21 |
| ○ 同 上 | 23 |
| 財団法人行政書士試験研究センター公告 | |
| ○ 平成21年度行政書士試験の実施 | 25 |
| 正 誤 | |
| ○ 平成21年2月6日付け兵庫県公報第2053号中 | 27 |

告 示

兵庫県告示第800号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成21年10月25日（日）

甲種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時30分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時まで

乙種第4類危険物取扱者試験

午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

丙種危険物取扱者試験

午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

| 試験地 | 試験場 | 所在地 |
|-----|-----------------|------------------------|
| 神 戸 | 県立兵庫工業高等学校 | 神戸市兵庫区和田宮通 2 丁目 1 - 63 |
| 姫 路 | 兵庫県立大学姫路書写キャンパス | 姫路市書写2167 |
| 西 宮 | 大手前大学さくら夙川キャンパス | 西宮市御茶家所町 6 - 42 |
| 加古川 | 県立農業高等学校 | 加古川市平岡町新在家902 - 4 |
| 豊 岡 | 県立但馬技術大学校 | 豊岡市九日市上町660 - 5 |
| 篠 山 | 県立篠山産業高等学校 | 篠山市郡家403 - 1 |
| 洲 本 | 県立洲本実業高等学校 | 洲本市宇山 2 丁目 8 - 65 |

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
 - ア 物理学及び化学
 - イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
 - ウ 危険物に関する法令
- (2) 乙種危険物取扱者試験
 - ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
 - イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
 - ウ 危険物に関する法令
- (3) 丙種危険物取扱者試験
 - ア 燃焼及び消火に関する基礎知識
 - イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
 - ウ 危険物に関する法令

4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

 - ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
 - イ 危険物に関する法令
- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種、乙種若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者で、第1類又は第5類の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から90分間とする。

 - ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学の一部
 - イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法の一部
- (3) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第4項に規定する消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了した者で、丙種危険物取扱者試験を受けるものについては、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から60分間とする。

燃焼及び消火に関する基礎知識

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において、平成21年8月初旬から配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した無帽無背景正面上三分身像で、縦3センチメートル、横2.4センチメートル

- ルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したもの
- ウ 受験資格を有することを証明する書類（甲種危険物取扱者試験受験者のみ）
- エ 乙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、交付を受けている免状（乙種危険物取扱者免状については表裏両面）の写し
- オ 丙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、5年以上消防団員として勤務したことを証明する書類及び消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了したことを証明する書類

(2) 受付場所及び受付期間

受付場所は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。（郵送可）

受付期間は、平成21年9月2日（水）から同月11日（金）の午前9時から午後5時までとする。（土曜日及び日曜日を除く。）

郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること。（平成21年9月11日（金）の消印有効。）

(3) 手数料

所定の振込用紙により次の額の手数料を郵便局で振り込むこと。

なお、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

(4) その他

ア 複数受験（同一試験時間帯の場合）

すでに、乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者に限り、他の乙種試験を3種類まで同時に受験することができる。ただし、乙種第4類との複数受験や同じ類の複数受験はできない。

試験時間は、2種類受験が1時間10分、3種類受験が1時間45分。

イ 併願受験（試験時間帯が異なる場合）

試験時間帯が重ならない同一試験場での2種類、3種類及び乙種第4類の午前と午後の受験もできる。

ウ ア及びイで受験する場合、それぞれ試験の種類ごとに願書を作成し、ホッチキス等で留めて一緒に提出すること。

7 合否の発表

平成21年11月中旬頃に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問い合わせ先

〒650-0011 神戸市中央区下山路通5丁目12番7号

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 361-6610



兵庫県告示第801号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、芦屋市及び篠山市の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内

社団法人兵庫県計量協会

2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

| 検査実施区域 | 検査実施期日 | 検査実施場所 |
|--------|--------|--------|
| | | |

| | | |
|-------|--|--|
| 洲本市 | 平成21年10月13日（火）から同年11月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日 | 検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所 |
| 南あわじ市 | 平成21年11月17日（火）から同年12月10日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日 | |
| 淡路市 | 平成21年 9月28日（月）から同年11月19日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日 | |



兵庫県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成21年 7月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大芋土地改良区

就任役員

役員の区分
理 事

氏 名
桐 山 藤 雄

住 所
篠山市立金154番地



兵庫県告示第803号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 7月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成21年 3月10日から同月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市浜 1丁目地区



兵庫県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 7月 7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 7月 7日から 2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 7月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | | |
|--------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---------------|-----------------------|---|------------------|-------|--|
| 国道 3 7 3 号 | 赤穂郡上郡町柏野字西浦ノ上へ329番4から | 旧 | 8.0から 21.0まで | 359.0 | |
| | 同 郡同 町柏野字西浦ノ上へ329番1まで | 新 | 19.0から 34.0まで | 345.0 | |



兵庫県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年7月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年7月7日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|--|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 篠山山南線 | 丹波市山南町太田字柿木谷2002番1から 同 市山南町太田字柿木谷2005番1まで | 旧 | 12.0から 18.0まで | 231.0 | |
| | | 新 | 10.0から 28.0まで | 231.0 | |



兵庫県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年7月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年7月7日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|---------------|--|----|------------------|---------------|-----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 大谷鮎原神代線 | 洲本市五色町広石中宇宮ノ下37番1から 同 市五色町広石下字喜住534番1まで | 旧 | 4.0から 13.0まで | 1,172.0 | |
| | 洲本市五色町広石中宇宮ノ下37番1から 同 市五色町広石下字喜住534番1まで | 新 | 4.0から 13.0まで | 1,172.0 | |
| | 洲本市五色町広石中宇宮ノ下37番1から 同 市五色町広石下字北堂1668番2まで | | 12.0から 47.0まで | 235.0 | 予定地 |
| | 洲本市五色町広石下字北堂1668番2から 同 市五色町広石下字嶽ノ下1710番まで | | 12.0から 20.0まで | 350.0 | |
| | 洲本市五色町広石下字嶽ノ下1710番から 同 市五色町広石下字喜住534番1まで | | 11.0から 18.0まで | 624.0 | 予定地 |



兵庫県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年7月7日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年7月7日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 赤穂佐伯線 | 赤穂市中山字井ノ谷459番2から 同 市東有年字横町1851番2まで | 旧 | 7.0から 27.0まで | 1,326.0 | |
| | | 新 | 11.0から 30.0まで | 1,325.0 | |



兵庫県告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年7月7日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年7月7日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 市島和知線 | 丹波市市島町北奥字観音寺268番1から 同 市市島町北奥字一本松2064番2まで | 旧 | 6.0から 32.0まで | 700.0 | |
| | | | 11.0から 47.0まで | 635.0 | |
| | | 新 | 12.0から 47.0まで | 635.0 | |



兵庫県告示第809号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項により、神戸港の港湾区域又は港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち神戸港港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

大阪湾沿岸

| 海岸名 | 地区 海岸名 | 地先 海岸名 | 区 域 |
|-----|-----------|-----------|-----|
| | | | |

| 神戸港 | 中 央 | 新 港 | |
|-----|-----|-----|---|
| | | | イ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びイー 1 に掲げる地点とイー 9 に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域 |
| | | | イー 1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から87度、76メートルの地点 |
| | | | イー 2 イー 1 に掲げる地点から72度 5メートルの地点 |
| | | | イー 3 イー 2 に掲げる地点から352度57メートルの地点 |
| | | | イー 4 イー 3 に掲げる地点から82度124メートルの地点 |
| | | | イー 5 イー 4 に掲げる地点から352度67メートルの地点 |
| | | | イー 6 イー 5 に掲げる地点から82度31メートルの地点 |
| | | | イー 7 イー 6 に掲げる地点から176度205メートルの地点 |
| | | | イー 8 イー 7 に掲げる地点から262度96メートルの地点 |
| | | | イー 9 イー 8 に掲げる地点から253度31メートルの地点 |
| | | | ロ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びロー 1 に掲げる地点とロー 18 に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域 |
| | | | ロー 1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から71度、1638メートルの地点 |
| | | | ロー 2 ロー 1 に掲げる地点から313度52メートルの地点 |
| | | | ロー 3 ロー 2 に掲げる地点から44度110メートルの地点 |
| | | | ロー 4 ロー 3 に掲げる地点から57度284メートルの地点 |
| | | | ロー 5 ロー 4 に掲げる地点から305度61メートルの地点 |
| | | | ロー 6 ロー 5 に掲げる地点から38度22メートルの地点 |
| | | | ロー 7 ロー 6 に掲げる地点から128度42メートルの地点 |
| | | | ロー 8 ロー 7 に掲げる地点から57度38メートルの地点 |
| | | | ロー 9 ロー 8 に掲げる地点から132度88メートルの地点 |
| | | | ロー 10 ロー 9 に掲げる地点から226度73メートルの地点 |
| | | | ロー 11 ロー 10 に掲げる地点から317度11メートルの地点 |
| | | | ロー 12 ロー 11 に掲げる地点から237度132メートルの地点 |
| | | | ロー 13 ロー 12 に掲げる地点から327度52メートルの地点 |
| | | | ロー 14 ロー 13 に掲げる地点から237度75メートルの地点 |
| | | | ロー 15 ロー 14 に掲げる地点から236度77メートルの地点 |
| | | | ロー 16 ロー 15 に掲げる地点から225度44メートルの地点 |
| | | | ロー 17 ロー 16 に掲げる地点から175度 8メートルの地点 |
| | | | ロー 18 ロー 17 に掲げる地点から131度34メートルの地点 |
| | | | ハ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びハー 1 に掲げる地点とハー 5 に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域 |
| | | | ハー 1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から203度、425メートルの地点 |
| | | | ハー 2 ハー 1 に掲げる地点から160度87メートルの地点 |
| | | | ハー 3 ハー 2 に掲げる地点から268度64メートルの地点 |
| | | | ハー 4 ハー 3 に掲げる地点から251度16メートルの地点 |
| | | | ハー 5 ハー 4 に掲げる地点から340度68メートルの地点 |
| | | | ニ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びニー 1 に掲げる地点とニー 30 に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域 |
| | | | ニー 1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から207度、558メートルの地点 |

| | |
|------|---|
| ニ-2 | ニ-1 に掲げる地点から251度36メートルの地点 |
| ニ-3 | ニ-2 に掲げる地点から203度71メートルの地点 |
| ニ-4 | ニ-3 に掲げる地点から264度13メートルの地点 |
| ニ-5 | ニ-4 に掲げる地点から306度4メートルの地点 |
| ニ-6 | ニ-5 に掲げる地点から353度72メートルの地点 |
| ニ-7 | ニ-6 に掲げる地点から266度23メートルの地点 |
| ニ-8 | ニ-7 に掲げる地点から225度30メートルの地点 |
| ニ-9 | ニ-8 に掲げる地点から171度53メートルの地点 |
| ニ-10 | ニ-9 に掲げる地点から233度8メートルの地点 |
| ニ-11 | ニ-10 に掲げる地点から309度14メートルの地点 |
| ニ-12 | ニ-11 に掲げる地点から273度39メートルの地点 |
| ニ-13 | ニ-12 に掲げる地点から180度115メートルの地点 |
| ニ-14 | ニ-13 に掲げる地点から94度15メートルの地点 |
| ニ-15 | ニ-14 に掲げる地点から1度36メートルの地点 |
| ニ-16 | ニ-15 に掲げる地点から147度2メートルの地点 |
| ニ-17 | ニ-16 に掲げる地点から93度9メートルの地点 |
| ニ-18 | ニ-17 に掲げる地点から180度40メートルの地点 |
| ニ-19 | ニ-18 に掲げる地点から273度95メートルの地点 |
| ニ-20 | ニ-19 に掲げる地点から3度76メートルの地点 |
| ニ-21 | ニ-20 に掲げる地点から91度23メートルの地点 |
| ニ-22 | ニ-21 に掲げる地点から1度23メートルの地点 |
| ニ-23 | ニ-22 に掲げる地点から86度40メートルの地点 |
| ニ-24 | ニ-23 に掲げる地点から2度50メートルの地点 |
| ニ-25 | ニ-24 に掲げる地点から70度36メートルの地点 |
| ニ-26 | ニ-25 に掲げる地点から45度34メートルの地点 |
| ニ-27 | ニ-26 に掲げる地点から344度47メートルの地点 |
| ニ-28 | ニ-27 に掲げる地点から91度25メートルの地点 |
| ニ-29 | ニ-28 に掲げる地点から152度43メートルの地点 |
| ニ-30 | ニ-29 に掲げる地点から81度70メートルの地点 |
| ホ | 次に掲げる地点を順次結んだ線及びホ-1 に掲げる地点とホ-7 に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域 |
| ホ-1 | 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒)から199度、562メートルの地点 |
| ホ-2 | ホ-1 に掲げる地点から178度6メートルの地点 |
| ホ-3 | ホ-2 に掲げる地点から267度79メートルの地点 |
| ホ-4 | ホ-3 に掲げる地点から217度59メートルの地点 |
| ホ-5 | ホ-4 に掲げる地点から264度8メートルの地点 |
| ホ-6 | ホ-5 に掲げる地点から37度70メートルの地点 |
| ホ-7 | ホ-6 に掲げる地点から90度31メートルの地点 |

~~~~~

### 兵庫県告示第810号

昭和32年兵庫県告示第643号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年 7 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大阪湾沿岸の部神戸港の款中央の項を次のように改める。



|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中 央 新 港 | <p>イ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びイー 1 に掲げる地点とイー23に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>イー 1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から40度、406メートルの地点</p> <p>イー 2 イー 1 に掲げる地点から73度17メートルの地点</p> <p>イー 3 イー 2 に掲げる地点から29度17メートルの地点</p> <p>イー 4 イー 3 に掲げる地点から356度10メートルの地点</p> <p>イー 5 イー 4 に掲げる地点から87度321メートルの地点</p> <p>イー 6 イー 5 に掲げる地点から180度119メートルの地点</p> <p>イー 7 イー 6 に掲げる地点から193度24メートルの地点</p> <p>イー 8 イー 7 に掲げる地点から181度182メートルの地点</p> <p>イー 9 イー 8 に掲げる地点から82度394メートルの地点</p> <p>イー10 イー 9 に掲げる地点から76度344メートルの地点</p> <p>イー11 イー10に掲げる地点から347度87メートルの地点</p> <p>イー12 イー11に掲げる地点から20度52メートルの地点</p> <p>イー13 イー12に掲げる地点から110度42メートルの地点</p> <p>イー14 イー13に掲げる地点から201度35メートルの地点</p> <p>イー15 イー14に掲げる地点から166度30メートルの地点</p> <p>イー16 イー15に掲げる地点から166度119メートルの地点</p> <p>イー17 イー16に掲げる地点から255度94メートルの地点</p> <p>イー18 イー17に掲げる地点から257度299メートルの地点</p> <p>イー19 イー18に掲げる地点から262度459メートルの地点</p> <p>イー20 イー19に掲げる地点から352度315メートルの地点</p> <p>イー21 イー20に掲げる地点から267度184メートルの地点</p> <p>イー22 イー21に掲げる地点から267度10メートルの地点</p> <p>イー23 イー22に掲げる地点から270度36メートルの地点</p> <p>ロ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びロー 1 に掲げる地点とロー39に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>ロー 1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から162度、310メートルの地点</p> <p>ロー 2 ロー 1 に掲げる地点から325度129メートルの地点</p> <p>ロー 3 ロー 2 に掲げる地点から340度181メートルの地点</p> <p>ロー 4 ロー 3 に掲げる地点から250度173メートルの地点</p> <p>ロー 5 ロー 4 に掲げる地点から187度47メートルの地点</p> <p>ロー 6 ロー 5 に掲げる地点から160度79メートルの地点</p> <p>ロー 7 ロー 6 に掲げる地点から270度54メートルの地点</p> <p>ロー 8 ロー 7 に掲げる地点から190度29メートルの地点</p> <p>ロー 9 ロー 8 に掲げる地点から270度30メートルの地点</p> <p>ロー10 ロー 9 に掲げる地点から258度12メートルの地点</p> <p>ロー11 ロー10に掲げる地点から269度11メートルの地点</p> <p>ロー12 ロー11に掲げる地点から281度30メートルの地点</p> <p>ロー13 ロー12に掲げる地点から17度39メートルの地点</p> <p>ロー14 ロー13に掲げる地点から129度22メートルの地点</p> <p>ロー15 ロー14に掲げる地点から39度13メートルの地点</p> <p>ロー16 ロー15に掲げる地点から309度27メートルの地点</p> <p>ロー17 ロー16に掲げる地点から17度20メートルの地点</p> <p>ロー18 ロー17に掲げる地点から105度50メートルの地点</p> <p>ロー19 ロー18に掲げる地点から11度91メートルの地点</p> |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ロ-20 ロ-19に掲げる地点から341度20メートルの地点  
ロ-21 ロ-20に掲げる地点から334度7メートルの地点  
ロ-22 ロ-21に掲げる地点から70度51メートルの地点  
ロ-23 ロ-22に掲げる地点から340度27メートルの地点  
ロ-24 ロ-23に掲げる地点から70度231メートルの地点  
ロ-25 ロ-24に掲げる地点から161度82メートルの地点  
ロ-26 ロ-25に掲げる地点から72度48メートルの地点  
ロ-27 ロ-26に掲げる地点から352度57メートルの地点  
ロ-28 ロ-27に掲げる地点から82度124メートルの地点  
ロ-29 ロ-28に掲げる地点から352度67メートルの地点  
ロ-30 ロ-29に掲げる地点から82度49メートルの地点  
ロ-31 ロ-30に掲げる地点から358度98メートルの地点  
ロ-32 ロ-31に掲げる地点から8度45メートルの地点  
ロ-33 ロ-32に掲げる地点から58度27メートルの地点  
ロ-34 ロ-33に掲げる地点から164度46メートルの地点  
ロ-35 ロ-34に掲げる地点から90度36メートルの地点  
ロ-36 ロ-35に掲げる地点から87度10メートルの地点  
ロ-37 ロ-36に掲げる地点から176度416メートルの地点  
ロ-38 ロ-37に掲げる地点から262度172メートルの地点  
ロ-39 ロ-38に掲げる地点から145度51メートルの地点
- ハ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びハー1に掲げる地点とハー34に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域
- ハー1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から77度、1,355メートルの地点
- ハー2 ハー1に掲げる地点から20度55メートルの地点  
ハー3 ハー2に掲げる地点から110度42メートルの地点  
ハー4 ハー3に掲げる地点から41度257メートルの地点  
ハー5 ハー4に掲げる地点から313度52メートルの地点  
ハー6 ハー5に掲げる地点から44度110メートルの地点  
ハー7 ハー6に掲げる地点から57度284メートルの地点  
ハー8 ハー7に掲げる地点から305度107メートルの地点  
ハー9 ハー8に掲げる地点から312度54メートルの地点  
ハー10 ハー9に掲げる地点から330度70メートルの地点  
ハー11 ハー10に掲げる地点から345度59メートルの地点  
ハー12 ハー11に掲げる地点から338度40メートルの地点  
ハー13 ハー12に掲げる地点から63度19メートルの地点  
ハー14 ハー13に掲げる地点から158度36メートルの地点  
ハー15 ハー14に掲げる地点から164度58メートルの地点  
ハー16 ハー15に掲げる地点から151度69メートルの地点  
ハー17 ハー16に掲げる地点から128度139メートルの地点  
ハー18 ハー17に掲げる地点から57度38メートルの地点  
ハー19 ハー18に掲げる地点から132度88メートルの地点  
ハー20 ハー19に掲げる地点から226度73メートルの地点  
ハー21 ハー20に掲げる地点から317度11メートルの地点  
ハー22 ハー21に掲げる地点から237度132メートルの地点  
ハー23 ハー22に掲げる地点から327度52メートルの地点  
ハー24 ハー23に掲げる地点から237度75メートルの地点  
ハー25 ハー24に掲げる地点から236度77メートルの地点

- ハ-26 ハ-25に掲げる地点から225度44メートルの地点
- ハ-27 ハ-26に掲げる地点から175度 8メートルの地点
- ハ-28 ハ-27に掲げる地点から131度109メートルの地点
- ハ-29 ハ-28に掲げる地点から221度40メートルの地点
- ハ-30 ハ-29に掲げる地点から213度43メートルの地点
- ハ-31 ハ-30に掲げる地点から221度303メートルの地点
- ハ-32 ハ-31に掲げる地点から256度39メートルの地点
- ハ-33 ハ-32に掲げる地点から346度30メートルの地点
- ハ-34 ハ-33に掲げる地点から21度35メートルの地点

ニ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びニ-1に掲げる地点とニ-34に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域

- ニ-1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から220度、260メートルの地点
- ニ-2 ニ-1に掲げる地点から160度345メートルの地点
- ニ-3 ニ-2に掲げる地点から248度53メートルの地点
- ニ-4 ニ-3に掲げる地点から268度165メートルの地点
- ニ-5 ニ-4に掲げる地点から217度59メートルの地点
- ニ-6 ニ-5に掲げる地点から264度55メートルの地点
- ニ-7 ニ-6に掲げる地点から264度61メートルの地点
- ニ-8 ニ-7に掲げる地点から180度84メートルの地点
- ニ-9 ニ-8に掲げる地点から273度95メートルの地点
- ニ-10 ニ-9に掲げる地点から 3度76メートルの地点
- ニ-11 ニ-10に掲げる地点から91度23メートルの地点
- ニ-12 ニ-11に掲げる地点から 1度23メートルの地点
- ニ-13 ニ-12に掲げる地点から86度40メートルの地点
- ニ-14 ニ-13に掲げる地点から 2度50メートルの地点
- ニ-15 ニ-14に掲げる地点から70度36メートルの地点
- ニ-16 ニ-15に掲げる地点から45度34メートルの地点
- ニ-17 ニ-16に掲げる地点から344度47メートルの地点
- ニ-18 ニ-17に掲げる地点から91度25メートルの地点
- ニ-19 ニ-18に掲げる地点から152度43メートルの地点
- ニ-20 ニ-19に掲げる地点から81度70メートルの地点
- ニ-21 ニ-20に掲げる地点から119度39メートルの地点
- ニ-22 ニ-21に掲げる地点から84度39メートルの地点
- ニ-23 ニ-22に掲げる地点から340度84メートルの地点
- ニ-24 ニ-23に掲げる地点から70度98メートルの地点
- ニ-25 ニ-24に掲げる地点から340度151メートルの地点
- ニ-26 ニ-25に掲げる地点から270度23メートルの地点
- ニ-27 ニ-26に掲げる地点から270度77メートルの地点
- ニ-28 ニ-27に掲げる地点から340度13メートルの地点
- ニ-29 ニ-28に掲げる地点から101度 7メートルの地点
- ニ-30 ニ-29に掲げる地点から89度11メートルの地点
- ニ-31 ニ-30に掲げる地点から78度12メートルの地点
- ニ-32 ニ-31に掲げる地点から89度30メートルの地点
- ニ-33 ニ-32に掲げる地点から10度29メートルの地点
- ニ-34 ニ-33に掲げる地点から90度54メートルの地点



**兵庫県告示第811号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、その関係図書は、平成21年7月7日から北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道路の位置                | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|----------------------|--------------|--------------|
| 第H20北播位置<br>0004号 | 21.6.23          | 加東市木梨字原南山1134番143の一部 | 5.00         | 50.00        |

**公 告**

**立入調査権限者身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

| 種 類                         | 紛失年月日      | 番 号    | 交付年月日      |
|-----------------------------|------------|--------|------------|
| 青少年愛護条例第28条に規定する<br>立入調査証明書 | 平成21年6月11日 | H21033 | 平成21年5月13日 |



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地            | 面積 (㎡)   | 地 目 |
|----------|------------------|----------|-----|
| 1        | 神戸市中央区中尾町105番3   | 2,120.36 | 宅 地 |
| 2        | 神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番 | 1,014.88 | 宅 地 |
| 3        | 尼崎市東桜木町93番1      | 512.92   | 宅 地 |
| 4        | 神戸市垂水区大町3丁目17番4  | 152.62   | 宅 地 |
| 5        | 神戸市垂水区福田1丁目44番   | 316.80   | 宅 地 |
| 6        | 明石市上ノ丸3丁目146番    | 217.92   | 宅 地 |
| 7        | たつの市龍野町中霞城187番2  | 210.06   | 宅 地 |
| 8        | 朝来市山東町末歳字仲田603番2 | 221.75   | 宅 地 |
| 9        | 豊岡市山王町11番2       | 148.13   | 宅 地 |
| 10       | 豊岡市山王町34番3       | 375.39   | 宅 地 |

|    |                   |        |     |
|----|-------------------|--------|-----|
| 11 | 洲本市千草字姫ヶ渚甲 1 番 5  | 254.33 | 宅 地 |
| 12 | 洲本市山手 1 丁目812番 2  | 402.60 | 宅 地 |
| 13 | 淡路市志筑字脇456番 1     | 789.07 | 宅 地 |
| 14 | 淡路市北山字大歳224番 1 ほか | 500.60 | 宅 地 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
  - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
  - 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
  - 兵庫県企画県民部管理局管財課
- (2) 配布期間及び申込期間
  - 平成21年7月7日（火）から同月28日（火）までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

## 5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号1、2及び3
  - ア 場所
    - 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
    - 兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
  - イ 日時
    - 平成21年8月7日（金） 午前11時から



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年 7月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 岩端ショッピングセンター  
 所在地 姫路市岩端町106番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 米谷紙管製造株式会社  
 代表者の氏名 米 谷 啓 和  
 住所 たつの市新宮町宮内176番地
- 3 変更事項
  - (1) 駐車場の収容台数
    - ア 変更前  
215台
    - イ 変更後  
174台
  - (2) 廃棄物等の保管施設の容量
    - ア 変更前  
95.2m<sup>3</sup>
    - イ 変更後  
93.6m<sup>3</sup>
- 4 変更年月日  
平成22年 1月22日
- 5 届出年月日  
平成21年 5月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成21年 7月 7日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成21年11月 9日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインに基づく大規模盛土造成地抽出調査業務に係る企画提案競技の実施**

大規模盛土造成地抽出調査業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案競技を実施する。

平成21年 7月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 趣旨  
 「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン（国土交通省）」（以下「ガイドライン」という。）に基づく大規模盛土造成地抽出調査業務を委託するため、公募による企画提案競技を実施する。

## 2 業務概要

### (1) 業務概要

ガイドラインに基づき、以下の業務を行う。

- ア 盛土造成地の現況把握
- イ 大規模盛土造成地の抽出
- ウ 大規模盛土造成地マップ作成
- エ 安全確認調査のための計画策定

### (2) 調査対象地域

西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、多可郡多可町、加古郡稲美町及び同郡播磨町

## 3 参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- (1) 県内に本店、支店又は営業所がある者
- (2) 他の地方公共団体で、ガイドラインに基づく調査実績のある者
- (3) 主任技術者として、技術士（建設部門：土質及び基礎）又は技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有する者を配置することができる者

## 4 選定方法

### (1) 審査会の設置

大規模盛土造成地抽出調査業務委託企画提案競技審査会を設置し、参加者から提出のあった企画書の内容を評価の上、最も優れた企画提案をした者を、委託を予定する者として決定する。

### (2) 評価基準

「大規模盛土造成地抽出調査業務委託企画提案競技応募要領」（以下「応募要領」という。）に示すとおり

### (3) 事務局

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課審査係 担当 朝倉、澁田  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館11階）  
電話 (078) 362-3646

## 5 参加手続

### (1) 応募要領の配布

#### ア 配布方法

事務局において配布する。

#### イ 配布期間

平成21年7月8日（水）から同月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### (2) 企画書の提出場所、提出期限及び方法

#### ア 提出場所 事務局の場所

#### イ 提出期限 平成21年7月29日（水）午後5時まで

#### ウ 方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便により平成21年7月29日（水）午後5時必着とする。）

## 6 その他

詳細は応募要領による。

## 病 院 局 公 告

### 入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年7月7日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立柏原病院長 大 西 祥 男

### 1 入札に付する事項

#### (1) 工事名

県立柏原病院ストレージタンク更新工事

#### (2) 工事場所



丹波市柏原町柏原5208-1

- (3) 工事概要  
工種 管工事  
ストレージタンクの更新
- (4) 施工期間  
着工の日から75日間
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
- (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日  
平成21年8月中旬予定
- (9) 支払条件
- |                      |   |
|----------------------|---|
| ア 年割支払               | 無 |
| イ 前払金                | 有 |
| ウ 中間前払金              | 有 |
| エ 部分払                | 有 |
| オ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 | 有 |

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

### (1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成21年8月中旬予定）まであること。

オ 兵庫県丹波県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であること。

カ 平成20・21年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてB5からB95までの等級に格付されていること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 小野設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を入札参加申込期限日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

### (2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法の規定による管工事業に係る主任技術者の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3ヵ月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任の技術者でないこと。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者が必要とならない工事を除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

平成21年7月7日（火）から同年8月3日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒669-3395 丹波市柏原町柏原5208-1

県立柏原病院総務部経理課

電話（0795）72-0524

#### 5 入札参加資格確認資料の交付

##### (1) 交付期間

平成21年7月7日（火）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。7月17日（金）は午後4時まで）

##### (2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

##### (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

#### 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

##### (1) 提出期間

平成21年7月7日（火）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

##### (3) 提出部数

1部

##### (4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

##### (5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

#### 7 設計図書に対する質問

##### (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

平成21年7月8日（水）から同月27日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成21年7月28日（火）から同年8月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成21年8月4日（火） 午後2時から

(2) 入札及び開札の場所

丹波市柏原町柏原5208-1

県立柏原病院 5階南会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記 8 (1) の日時に、上記 8 (2) の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日から2日以内（兵庫県の休日を含め定める条例に定める県の休日を除く）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(1) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

上記 4 (2) の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、

説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札候補者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札候補となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札候補者を決定する。

#### 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、県立柏原病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県（県立柏原病院）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

#### 13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

### 収 用 委 員 会 告 示

#### 兵庫県収用委員会告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年 7月 7日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

#### 1 起業者の名称

兵庫県

#### 2 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業3.4.81号尼崎宝塚線

#### 3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年 6月23日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

| 裁決手続の開始を決定した土地    |     |     |         | 土地所有者   |         | 土地に関して権利を有する関係人                                                                  |                                                                     |                                         |                                                       |                   |                                                       |      |
|-------------------|-----|-----|---------|---------|---------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|------|
| 所 在               | 地 番 | 地 目 | 公簿地積    | 実測地積    | 取用に係る面積 | 氏 名                                                                              | 住 所                                                                 | 氏 名                                     | 住 所                                                   | 権利の種類             |                                                       |      |
| 尼崎市<br>元浜町<br>二丁目 | 2番1 | 宅地  | 114.61㎡ | 115.19㎡ | 115.19㎡ | 前田 美枝子<br>(持分4分の2)<br>前田 太陽<br>(持分4分の1)<br>前田 朝陽<br>(持分4分の1)<br>ただし、上記3名の登記簿上の表示 | 伊丹市荻野5丁目206番地<br>丹波市氷上町石生2309番地1<br>第9中村マンション201号<br>尼崎市武庫町1丁目24番4号 | なし                                      | ——                                                    | ——                | ——                                                    |      |
|                   |     |     | 42.90㎡  | 43.54㎡  | 43.54㎡  | 喜多村 幸平                                                                           | 尼崎市元浜町二丁目2番地の3                                                      | 前田 朝陽                                   | 尼崎市武庫町1丁目24番4号                                        | 前田 朝陽             | 尼崎市武庫町1丁目24番4号                                        | 使用借権 |
|                   |     |     | 57.58㎡  | 58.14㎡  | 58.14㎡  | 前田 朝陽<br>ただし、登記簿上の表示                                                             | 尼崎市武庫町1丁目24番4号                                                      | 前田 美枝子<br>(持分4分の2)<br>前田 太陽<br>(持分4分の1) | 伊丹市荻野5丁目206番地<br>丹波市氷上町石生<br>2309番地1第9中村<br>マンション201号 | 前田 朝陽<br>(持分4分の1) | 伊丹市荻野5丁目206番地<br>丹波市氷上町石生<br>2309番地1第9中村<br>マンション201号 | 使用借権 |
| 尼崎市<br>元浜町<br>二丁目 | 2番2 | 宅地  | 42.90㎡  | 43.54㎡  | 43.54㎡  | 喜多村 加代子                                                                          | 尼崎市元浜町二丁目2番地の3                                                      | 前田 朝陽<br>(持分4分の1)                       | 尼崎市武庫町1丁目24番4号                                        | 前田 朝陽<br>(持分4分の1) | 尼崎市武庫町1丁目24番4号                                        | 使用借権 |
|                   |     |     | 57.58㎡  | 58.14㎡  | 58.14㎡  | 前田 朝陽<br>ただし、登記簿上の表示                                                             | 尼崎市武庫町1丁目24番4号                                                      | 前田 朝陽<br>(持分4分の2)<br>前田 太陽<br>(持分4分の1)  | 伊丹市荻野5丁目206番地<br>丹波市氷上町石生<br>2309番地1第9中村<br>マンション201号 | 前田 朝陽<br>(持分4分の1) | 伊丹市荻野5丁目206番地<br>丹波市氷上町石生<br>2309番地1第9中村<br>マンション201号 | 使用借権 |

**兵庫県収用委員会告示第6号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年 7月 7日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

1 起業者の名称

神戸市

2 事業の種類及び名称

神戸国際港都建設事業新長田駅南第2-C地区震災復興第二種市街地再開発事業

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年 6月 23日





## 財団法人行政書士試験研究センター公告

## 平成21年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る平成21年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成21年 7月 7日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 木 寺 久

## 1 試験期日

- (1) 試験日 平成21年11月8日（日）  
(2) 試験時間 午後1時から午後4時まで

## 2 試験場所

| 試験地 | 試験場          | 所在地              |
|-----|--------------|------------------|
| 兵庫県 | 甲南大学 岡本キャンパス | 兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1 |
|     | 流通科学大学       | 兵庫県神戸市西区学園西町3-1  |
|     | 姫路獨協大学       | 兵庫県姫路市上大野7-2-1   |

## 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

| 試験科目                           | 内 容 等                                                                                                                      |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等<br>(出題数 46題)  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成21年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等<br>(出題数 14題) | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                  |

## (2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行う。  
イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。  
※ 記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成21年8月3日（月）から同年9月4日（金）まで  
イ 受付場所  
財団法人行政書士試験研究センターへ、簡易書留郵便により郵送すること。  
郵送は、受験願書とともに配布された所定の封筒によるものとし、平成21年9月4日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。  
なお、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課での受付は行わないので、注意すること。  
ウ 提出書類 受験願書一式  
エ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参考とすること。）  
オ 試験案内及び受験願書の配布場所、配布期間、配布方法

| 配 布 場 所                                                                                                                    | 配 布 期 間                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財団法人行政書士試験研究センター<br>〔東京都千代田区日比谷公園1番3号〕<br>市政会館1階<br>〔電話 (03) 5251-5600〕                                                    | ア 郵送配布<br>平成21年8月3日(月)から同月28日(金)まで<br>郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先(郵便番号・住所・氏名)明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ用紙が折らずに入る大きさ)を同封の上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きし、下記まで郵便で請求すること(8月28日必着)。<br>○名 称 (財)行政書士試験研究センター<br>○住 所 〒100-8779<br>郵便事業株式会社 銀座支店留<br>イ 窓口配布<br>平成21年8月3日(月)から同年9月4日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。) |
| 兵庫県庁(1号館・2号館受付及び兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課)、各県民局、兵庫県民総合相談センター<br>〔兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課〕<br>神戸市中央区下山手通5丁目10番1号<br>〔電話 (078) 362-3098〕 | 平成21年8月3日(月)から同年9月4日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、土曜日及び日曜日にも配布する。)<br>〔兵庫県民総合相談センター〕<br>神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号<br>〔神戸クリスタルタワー6階〕                                                                                                                                            |
| 兵庫県行政書士会<br>〔神戸市中央区栄町通5丁目2番16号〕<br>イトーピア栄町通ビル2階<br>〔電話 (078) 371-6361〕                                                     | 平成21年8月3日(月)から同年9月4日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)                                                                                                                                                                                                                                          |

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受験申込み画面への入力

① 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとする。

② 利用できるクレジットカード  
V I S A、M a s t e r、U C

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

## ウ 受付期間

① 平成21年8月3日(月)午前9時から同年9月1日(火)午後5時まで  
この出願システムは、平成21年9月1日(火)午後5時で終了する。

なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

② 最終日(平成21年9月1日)は大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

## (3) 試験に関する問い合わせ先

財団法人行政書士試験研究センター  
電話番号 (03) 5251-5600

## 5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望される者は、申請の手続が必要となることから、受験申込み前先立って上記問い合わせ先まで早めに相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

## (1) 発表日時

平成22年1月25日（月）午前9時

## (2) 発表の方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、掲示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。また、同センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載する。併せて、兵庫県公報に合格者の受験番号を掲載する。

## 正 誤

○平成21年2月6日付け（兵庫県公報第2053号）

兵庫県告示第140号（公有水面埋立免許の出願に係る関係図書の縦覧）中

| (ページ) | (行)                | (誤)                | (正)                |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 9     | 下から2               | 津名港生穂沖防波堤灯台        | 津名港生穂沖防波堤東灯台       |
| 10    | 上から1               | 東経 134度55分36秒      | 東経 134度55分33秒      |
|       | 上から2               | 306度08分08秒 633.85m | 310度41秒08秒 574.07m |
|       | 上から6               | 287度11分47秒 694.66m | 289度19分18秒 622.07m |
|       | 上から15              | 津名港生穂沖防波堤灯台        | 津名港生穂沖防波堤東灯台       |
|       | 上から17              | 東経 134度55分36秒      | 東経 134度55分33秒      |
|       | 上から18              | 306度08分08秒 633.85m | 310度41秒08秒 574.07m |
|       | 上から25              | 津名港生穂沖防波堤灯台        | 津名港生穂沖防波堤東灯台       |
|       | 上から27              | 東経 134度55分36秒      | 東経 134度55分33秒      |
|       | 上から28              | 287度11分47秒 694.66m | 289度19分18秒 622.07m |
| 11    | 上から5               | 津名港生穂沖防波堤灯台        | 津名港生穂沖防波堤東灯台       |
|       | 上から7               | 東経 134度55分36秒      | 東経 134度55分33秒      |
|       | 上から8               | 308度37分33秒 511.35m | 314度42分33秒 454.36m |
|       | 上から12              | 285度41分18秒 585.77m | 288度03分07秒 512.60m |
|       | 上から24              | 津名港生穂沖防波堤灯台        | 津名港生穂沖防波堤東灯台       |
|       | 上から26              | 東経 134度55分36秒      | 東経 134度55分33秒      |
|       | 上から27              | 308度37分33秒 511.35m | 314度42分33秒 454.36m |
|       | 下から17              | 津名港生穂沖防波堤灯台        | 津名港生穂沖防波堤東灯台       |
|       | 下から15              | 東経 134度55分36秒      | 東経 134度55分33秒      |
| 下から14 | 285度41分18秒 585.77m | 288度03分07秒 512.60m |                    |